

監査委員公告

平成16年10月28日付け441-90 及び平成17年4月13日付け 441-5 の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年8月22日

宮崎県監査委員	川	崎	浩	康
宮崎県監査委員	矢	野	政	男
宮崎県監査委員	蓬	原	正	三
宮崎県監査委員	野	辺	修	光

1 総合交通課

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、認定の誤りにより支給不足となっているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

直ちに扶養手当認定簿により、認定漏れとなっていた加算を認定するとともに、給与管理者（人事課）に報告し、支給不足分を平成17年2月の給与支給時に当該職員に対し追給した。

2 衛生環境研究所

(1) 監査の結果に関する報告事項

予算執行予定額が100万円を超す委託料の随意契約において、予定価格書が作成されていないものが見受けられた。

(2) 措置の内容

分析機器等の保守点検委託料（継続）に伴うものであり、今後このような不注意がないよう予算執行伺いの起案、決裁を徹底する。

3 こども療育センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

草刈業務及び庭園管理業務に係る委託契約について、指名競争入札で執行すべきものが、それぞれ随意契約で処理されていた。

(2) 措置の内容

草刈業務及び庭園管理業務に係る委託契約については、それぞれの業務内容に類似点があるため、草刈及び庭園管理業務を一件にまとめ指名競争入札により執行することとした。

4 木材利用技術センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

予算執行伺の金額を超えて予算を執行しているものや、委託契約額と支出負担行為の金額が異なっているものがあるなど、支出事務において不適切なものが見受けられた。

(2) 措置の内容

予算執行伺金額の表記ミスのため訂正をした。また、支出負担行為金額を減額訂正して適切に執行した。

5 宮崎土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

全ての滞納者一人ひとりに対して納付指導を行い、現年度分及び過年度分の徴収の徹底を図ることを基本方針とし、電話や臨戸訪問等による納付請求や納付指導、定期的な夜間滞納整理、新規入居者に対する家賃納付義務の指導等、日常の納付指導の強化の措置を講じた。また、建築住宅課と連携し和解等により分割納付中の滞納者の納付状況を監視し、悪質滞納者に対しては明渡請求等の実施など、法的措置等の措置を講じた。さらに、退去滞納者に対する追跡調査を行い、納付請求及び不納欠損処理の措置を講じた。

6 日南土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

勤務時間内・外における電話による納付指導、戸別訪問指導を担当者のみならず、組織を上げて対応する措置を講じた。また、高額滞納者については、その生活状況に応じた納付計画を協議し、納付誓約書を提出させる措置を講じた。さらに、滞納2ヶ月となる者への訪問指導等を行い、新たな滞納者を出さない措置を講じた。

7 小林土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

滞納者に対し、夜間の戸別訪問等により督促・徴収を行い、また、長期滞納者に対し、納付誓約書を提出させるなどの措置を講じた。

8 延岡土木事務所

- (1) 監査の結果に関する報告事項
県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。
 - (2) 措置の内容
滞納または滞納しがちな入居者の個別指導を行い、納付誓約書を提出させるなどの措置を講じた。
- 9 福島高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項
高等学校入学料等に係る証紙収納簿が備えられていなかった。
 - (2) 措置の内容
納付書・交付願等により収納日・収納金額等を確認し速やかに整備した。今後、その他の帳簿についても適切に整備するよう指導した。
- 10 都城商業高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項
第二情報処理実習室床改修工事について、派生する廃材等の処理を別業者への委託事業として実施していた。
 - (2) 措置の内容
今後、工事の施工に当たっては、派生する廃材等の処理も含めた額で見積を徴し、工事請負契約として一つの契約とするよう指導した。
- 11 都城工業高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項
物品調達に係る契約事務について、指名競争入札で執行すべきものが、それぞれ随意契約で処理されていた。
 - (2) 措置の内容
会議室用の会議机と進路指導室用のミーティングテーブル（いずれも備品購入費）及び事務室、会議室用の会議用椅子（需用費）の購入に際して、同時期ではあったが、それぞれ用途（部屋）別、かつ費目別に見積合わせを実施し、最低価格の業者と随意契約を行ったものである。しかしながら、執行伺、契約及び納品が3契約事務とも同日・同一業者であることから、指名競争入札で執行することが妥当であると考えられる。今後は、年間の物品購入計画を基に、一括にて購入可能なものに関しては、指名競争入札を実施し、適切な執行に努めるよう指導した。
- 12 日向高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項
樹木剪定及び草刈業務委託契約において、支出負担行為書の作成がなされていないものがあった。

(2) 措置の内容

支出負担行為すべきところをなされなかったものである。今後、財務規則等の再確認を行い、諸規程に基づいた適正かつ迅速な処理に努める。また、校内のチェック体制が十分に機能していなかったためであり、全員が諸規程の再確認を行い万全なチェック体制を講ずるよう指導した。